

面談強要禁止の仮処分について

- 争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は緊急の危険を避けるために必要な場合には、仮の地位を定める仮処分命令を発することができる（民事保全法第23条第2項）。
- 子の利益を保護するために親権者による事実上の不当な介入を防止する必要性が高いような事案においても、仮の地位を定める仮処分命令の一類型として、人格権に基づき、親に対して、子へのつきまといなどをしてはならないことを命ずる面談強要禁止命令が発令されることが考えられる。
- 仮の地位を定める仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならぬが、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、期日を経なくてもよい（民事保全法第23条第4項）。
- 命令を寄せられた債務者が、命令に従わない場合、強制執行（間接強制）を行うことができる（民事保全法第52条、民事執行法第172条）。

（参考条文）

- 民事保全法

- （仮処分命令の必要性等）

- 第23条（略）

- 2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

- 3（略）

- 4 第2項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- （仮処分の執行）

- 第52条 仮処分の執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

- 2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

- 民事執行法

- （間接強制）

- 第172条 作為又は不作為を目的とする債務で前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

- 2（以下略）